

せしむるを印望す

右聲明す

昭和三年四月二十日

東京市會受雇員團

別記(三)

聲明

當局後業員向題に就し遂に罷業勸致するに至りました事は市民各位に対し誠に恐縮に
堪へません

今回後業員組合幹部より提出したる要求に就ては尙同日慎重に考慮を重ね事情の許す
限り之れを容れしむを得ざるもの之を拒否した次第であります 要求事項中重要点となつて
所りますのは昔興一割減の件であります 之れは既に昨年未だ解決を見なものであります
然る降要亦を容れずれば尙局の財政其の他の事情が許しません 仍て尙局は其の旨ある十
四日四日分一また組合幹部は承認の通告をなし引續き懇かたうざる行動を敢てしま
した 何の十七日一般後業員に対し株券を戒の旨を市民各位の不便を招来するが如き事なき概論
告を發すると共に更に十分組合幹部を招致して市民並後業員一般の不安を一掃する措置に出
づる爲に該部一また組合幹部より十九日午後九時を期して何分の回答をすることとを約したる
あります 然るに今日午後十時に至り迄事未だ難き旨電報を以て回答し 而かも之れより先
入手に密かに總罷業実行の指令を發してありませぬ
上述の如く尙局は種々の手段を採りて其の不評事を未然に防止せんとす 然し一たび是に事
及び至りまれば尙局は遺憾多極に存じます